○国土交通省令第四十四号

鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）第三十九条の規定に基づき、鉄道抵当法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

鉄道抵当法施行規則の一部を改正する省令

鉄道抵当法施行規則（明治三十八年逓信省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「金百五十円」を「金百六十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に請求された鉄道抵当法第三十八条第一項の鉄道抵当原簿又は鉄道財団目録の謄本又は抄本の交付に係る手数料の額については、なお従前の例による。

○国土交通省令第四十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十条第三項、第四十七条第二項及び第六十二条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第百五十条第一項の表一の項品目の欄中「非常信号灯」の下に「（ハ又はニに掲げる飛行をする回転翼航空機のうち、旅客を運送する航空運送事業の用に供するもの以外のものであつて、緊急着陸に適した陸岸から巡航速度で三十分に相当する飛行距離又は百八十五キロメートルのいずれか短い距離以上離れた水上を飛行しないものを除く。）」を加え、同表二の項品目の欄中「非常信号灯」の下に「（第四項の規定により航空機用救命無線機を装備する航空機を除く。）」を加え、同表三の項品目の欄中「非常信号灯」の下に「（第四項の規定により航空機用救命無線機を装備する航空機を除く。）」を加える。

第二百四十条第一項第十七号中「検査（」の下に「空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる空港並びに」を加える。

附属書第一1―3の表航行援助施設Cの項中「ヘリポート」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十六号

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）を実施するため、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（公共施設等運営権の設定に係る収益及び費用）

第十九条　会社は、法第三十条第一項の規定による国土交通大臣の承認を受けて法第二十九条第一項に規定する特定空港運営事業に係る公共施設等運営権の設定（次に掲げる要件に適合する条件を定めた契約に基づき当該条件により行われるものに限る。）をした場合には、その公共施設等運営権の設定に係る収益の額及び費用の額については、その公共施設等運営権の設定の日の属する事業年度以後の各事業年度の決算において法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十三条第一項に規定する延払基準の方法により経理しなければならない。

一　月賦、年賦その他の賦払の方法により三回以上に分割して対価の支払を受けること。

二　その公共施設等運営権の設定の日の翌日から最後の賦払金の支払の期日までの期間が二年以上であること。

三　当該契約において定められているその公共施設等運営権の設定の日までに支払の期日の到来する賦払金の額の合計額がその公共施設等運営権の設定の対価の額の三分の二以下となつていること。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○環境省令第九号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日　　環境大臣　石原　伸晃

環境省定員規則の一部を改正する省令

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区　分	定　員	備　考
本　省	一、七九八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
原子力規制委員会	九九〇人	事務局及び施設等機関の職員の定員とする。
合　計	二、七八八人	

第二条の見出し中「施設等機関」を「各施設等機関」に改め、同条中「施設等機関」を「各施設等機関」に、「または」を「又は」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の環境省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区　分	期　間	定　員
原子力規制委員会	平成二十六年十二月三十一日までの間	一、〇一五人

○環境省令第十号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月一日　　環境大臣　石原　伸晃

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四項第一号中「及び六ふっ化硫黄」を「、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素」に改める。

第二十五条の見出し及び同条第一項中「鳥獣保護業務室」を「鳥獣保護業務室及び希少種保全推進室」に改め、同条第三項中「鳥獣保護業務室」を「鳥獣保護業務室及び希少種保全推進室」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　希少種保全推進室は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づく国内希少野生動植物種、特定国内希少野生動植物種及び緊急指定種の指定並びに保護増殖事業に関する事務をつかさどる。